



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月7日火曜日 第506号

◇ 目 次 ◇

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定.....（循環型社会推進課）... 366
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 366
 知事指定薬物の指定.....（薬務衛生課）... 367
 土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....（東予地方局農村整備課）... 367
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 369
 道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 369
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 369

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施.....（薬務衛生課）... 369

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 369

告 示

○愛媛県告示第415号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和6年5月7日

愛媛県知事 中村時広

- 研修の名称
愛媛県浄化槽管理士研修
- 主催者
松山市辻町2番31号

公益社団法人愛媛県浄化槽協会

3 研修の開催日及び場所

開催日	場 所
令和6年6月14日（金）	八幡浜市保内町宮内1番耕地118番地 八幡浜市文化会館「ゆめみかん」
令和6年8月7日（水）	四国中央市土居町入野939番地 土居文化会館「ユーホール」
令和6年11月5日（火）	松山市湊町七丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター
令和6年11月6日（水）	松山市湊町七丁目5番地 松山市総合コミュニティセンター

○愛媛県告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年5月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
アイリス薬局三津店	松山市若葉町7番22号	ステイゴールド株式会社	松山市白水台2丁目12番地2	代表取締役 野尻 弘 来	精神通院医療（薬局）	令和6年3月1日
ミライノ薬局三島中央店	四国中央市三島中央五丁目9-48	株式会社ミライノ薬局	四国中央市下柏町756-1	代表取締役 向井 正 和	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日
ミライノ薬局土居店	四国中央市土居町土居856番地	株式会社ミライノ薬局	四国中央市下柏町756-1	代表取締役 向井 正 和	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日
ココロ調剤薬局なかぞね店	四国中央市中曾根町5066番2	株式会社TRN	香川県さぬき市寒川町石田東甲173番地	代表取締役 吉村 昭 世	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日
クオール薬局中之庄店	四国中央市中之庄町577-11	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	代表取締役 柄澤 忍	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日
クオール薬局四国中央2号店	四国中央市上分町788番地1	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	代表取締役 柄澤 忍	精神通院医療（薬局）	令和6年4月1日

○愛媛県告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年5月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社mill	東京都三鷹市新川一丁目10番33号	代表取締役 磯野拓也	児童・思春期訪問看護ステーションミルまる	今治市山口乙1-3	精神通院医療	令和6年4月1日	

○愛媛県告示第418号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和6年5月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

(1) (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

(2) 前号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第6号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和6年5月8日

○愛媛県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月7日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	加 地 一 貴	四国中央市中之庄町1684-16

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 川 賢 二	四国中央市川之江町3087-6
"	谷 比呂司	四国中央市川之江町2751-10

○愛媛県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月7日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 雅 好	西条市喜多川699
"	田 坂 廣 志	西条市喜多川527
"	上 路 茂	西条市喜多川684
"	松 本 茂 樹	西条市喜多川529
"	徳 永 俊 治	西条市樋之口173-3
"	田 坂 邦 夫	西条市樋之口119-1
"	松 本 啓 介	西条市喜多川547-11
"	井 上 和 博	西条市樋之口342-3
"	松 本 麻 市	西条市明屋敷410-3
"	安 永 順 一	西条市喜多川103
"	安 永 賢	西条市喜多川104
"	石 川 定 克	西条市喜多川67
"	山 路 健	西条市神拝甲216-3
"	白 石 光 雄	西条市神拝甲420-3
"	山 地 保 典	西条市古川甲128-2
"	山 戸 圭 子	西条市古川甲136-3
"	山 地 美 知 一	西条市古川甲147
監 事	塩 見 久 米 馬	西条市明屋敷636
"	薦 田 豊	西条市神拝甲292
"	高 橋 豊 重	西条市朔日市615

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 雅 好	西条市喜多川699
"	田 坂 廣 志	西条市喜多川527
"	上 路 茂	西条市喜多川684
"	松 本 義 之	西条市樋之口174-2
"	徳 永 俊 治	西条市樋之口173-3
"	田 坂 邦 夫	西条市樋之口119-1
"	上 路 利 春	西条市樋之口115
"	井 上 隆	西条市樋之口327
"	松 本 麻 市	西条市明屋敷410-3
"	安 永 順 一	西条市喜多川103
"	藤 田 孝 明	西条市喜多川107
"	山 路 健	西条市神拝甲216-3
"	白 石 光 雄	西条市神拝甲420-3
"	薦 田 豊	西条市神拝甲292
"	山 地 保 典	西条市古川甲128-2
"	青 木 和 夫	西条市古川甲24-1
"	山 地 美 知 一	西条市古川甲147

監 事	塩 見 久米馬	西条市明屋敷636
"	石 川 篤 志	西条市喜多川93
"	高 橋 豊 重	西条市朔日市615

○愛媛県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上分町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月7日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 保	四国中央市上分町558 - 5
"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
"	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659 - 2
"	篠 永 秀 範	四国中央市上分町13
"	桑 城 政 子	四国中央市上分町505
"	石 川 登	四国中央市上分町1204
"	眞 鍋 邦 宏	四国中央市上分町687
"	石 川 啓 二	四国中央市妻鳥町2655 - 1
監 事	長 野 幹 男	四国中央市上分町98 - 4
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199 - 1
"	久 保 至	四国中央市上分町565

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 雅 彦	四国中央市上分町532 - 1
"	安 部 清 一	四国中央市上分町150
"	石 川 邦 彦	四国中央市上分町720
"	石 川 登	四国中央市上分町1204
"	薦 田 圭 吾	四国中央市上分町659 - 2
"	高 橋 好 伸	四国中央市上分町467
"	篠 永 秀 範	四国中央市上分町13
"	桑 城 政 子	四国中央市上分町505
"	仙 波 保	四国中央市上分町558 - 5
"	井 川 徳 治	四国中央市妻鳥町2674
監 事	長 野 幹 男	四国中央市上分町98 - 4
"	佐 藤 保 之	四国中央市上分町1199 - 1

○愛媛県告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年5月7日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 浦 廣 志	新居浜市山田町5 - 7

○愛媛県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年5月7日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	飯 塚 信 也	新居浜市政枝町一丁目5番1号

○愛媛県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月7日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 本 頼 幸	新居浜市萩生2505番地
"	伊 藤 久 美	新居浜市大永山12番地
"	伊 藤 昭 博	新居浜市萩生2882番地の7
"	井 原 裕 也	新居浜市萩生2411番地の74
"	福 本 薫	新居浜市萩生2510番地の1
"	野 田 厚	新居浜市萩生2604番地の2
"	徳 永 省 一	新居浜市萩生2304番地の2
"	高 橋 秀 実	新居浜市萩生2239番地
"	秦 文 広	新居浜市萩生501番地
監 事	福 本 明 正	新居浜市萩生2503番地
"	伊 藤 篤 志	新居浜市萩生2918番地の10
"	黒 瀬 文 生	新居浜市萩生2496番地の4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 本 頼 幸	新居浜市萩生2505番地
"	伊 藤 義 則	新居浜市大永山22番地
"	伊 藤 篤 志	新居浜市萩生2918番地の10
"	西 原 忠 次	新居浜市萩生2428番地の1
"	福 本 保	新居浜市萩生2497番地
"	野 田 厚	新居浜市萩生2604番地の2
"	徳 永 省 一	新居浜市萩生2304番地の2
"	高 橋 道 子	新居浜市萩生2248番地
"	矢 野 裕 治	新居浜市萩生804番地の9
監 事	福 本 明 正	新居浜市萩生2503番地

黒瀬文生	新居浜市萩生2496番地の4
------	----------------

松山市富久土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年5月7日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

○愛媛県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

○愛媛県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙1番14から 同町菅田字漆谷乙825番2まで	旧	メートル 6.0~13.1	キロメートル 0.21	
			新	5.3~8.1	0.21	

○愛媛県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月7日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙1番14から 同町菅田字漆谷乙825番2まで	令和6年5月7日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、令和6年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和6年5月7日

愛媛県知事 中村 時広

1 試験の日時

令和6年8月29日（木）13時30分

2 試験の場所

愛媛県県民文化会館（愛媛県松山市道後町2丁目5-1）

3 受験願書の提出期間

令和6年6月17日（月）から28日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 192

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年5月7日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表（第2条、第3条関係）

別表（第2条、第3条関係）

機 関		職
省略		
知事 部 局	本庁	部長 営業本部長 _____ 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 少子化対策・女性活躍統括部長 理事 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー 建築審査専門監 えひめ野球文化推進監 文化振興推進監 サイクリング誘客推進監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、 <u>庁内業務改革の推進</u> 、広報プロモーション並びに広聴を担当するもの並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。）
	出先機関	省略 子ども療育センター 省略
省略		

備考 省略

機 関		職
省略		
知事 部 局	本庁	部長 営業本部長 営業統括部長 防災安全統括部長 デジタル変革担当部長 福祉政策統括監 _____ 理事 局長 営業副本部長 秘書広報統括監 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー えひめ野球文化推進監 サイクリング誘客推進監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 少子化対策推進マネージャー 水資源・ダム政策監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの、人事及び給与の企画を専門事項とするもの並びに人事係、組織定員係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 福利健康係長 共済・年金係長 報道係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎管理、人事及び給与の企画、 <u>庁内働き方改革の推進</u> 、広報プロモーション並びに広聴を担当するもの並びに人事係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。） 主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係及び法令係に属するもの並びに人事及び給与の企画を担当するものに限る。）
	出先機関	省略 子ども療育センター 省略
省略		

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。